

社会福祉法人小金井市社会福祉協議会市民活動助成要綱

平成19年4月1日
制定

(目的)

第1条 地域福祉の推進を図るため、幅広い分野の市民活動を支援することを目的とし、併せて本助成事業を通して、ボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）と市民活動団体が相互に協力しあう関係構築を目指す。

(名称)

第2条 この助成の名称は、「さくらファンド」とする。

(運用)

第3条 助成金の資金は、歳末たすけあい募金の地域福祉活動費とする。

(対象)

第4条 この助成の対象は、小金井市内で活動する市民活動団体（任意団体もしくはNPO法人）とする。

(対象となる活動内容及び経費)

第5条 この助成の対象となる活動及び経費は、次のとおりとする。ただし、飲食費および役員の人件費、個人に帰属するもの、日常的な経費等は、対象外とする。

- (1) 福祉、環境、国際協力、まちづくり、教育等の公益的活動
- (2) 活動を通して、地域によい効果をもたらすと同時に、活動者自身の学びになるもの。

(助成の限度)

第6条 助成金の申請については、同一事業につき、最長3年までとする。ただし、事業が新規のときは、この限りでない。

(助成金額)

第7条 1団体10万円を限度とし、毎年度予算の範囲内で交付する。

(助成申請)

第8条 助成申請に際しては、別に定める申請書を提出することとする。

(助成団体の選考)

第9条 助成金交付に際しては、助成申請書の内容などを通して、助成先、助成金額をセンター運営委員会（申請団体関係者の運営委員を除く）で選考し、小金井市社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が決定する。選考結果は、会報やホームページを通して公表する。

(助成決定通知)

第10条 助成金の交付が決定した場合は、別に定める決定通知書により通知する。

(実績報告)

第11条 助成金の交付を受けた団体は、指定の期間内に別に定める実績報告書を提出することとする。その際には、証拠書類も添付するものとする。

(返還請求)

第12条 助成金交付後、次の場合は返還を求めるものとする。

- (1) 助成対象事業で実際に使用した金額が助成額に満たないとき
- (2) 偽りその他不正な手段により助成を受けたことが判明したとき
- (3) 助成金を対象活動以外または対象経費以外に使用したとき
- (4) 助成対象の活動を中止したり、完了できなかったとき
- (5) 実績報告書の提出がないとき

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。